

## 横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）の骨子案について

横浜市の依存症対策の推進に向けた「横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）」の策定に向け、骨子案を作成しましたので報告します。

### 1 計画の概要

#### (1) 目的

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症に悩む本人や家族等への支援に着目し、関係者と支援の方向性を共有するために策定します。本市の総合的な依存症対策の取組と、民間支援団体が積み上げてきた支援の実績やノウハウを結びつけることで、それぞれの強みを生かした包括的・重層的な支援体制を構築し、依存症者等の早期発見・早期支援や、多様なニーズに対応した支援の提供を目指します。

#### (2) 計画の位置づけ

地域支援計画は、国が地域における依存症者支援のニーズに総合的に対応するため、自治体を実施すべき事業について示した「依存症対策総合支援事業実施要綱」で、策定することが望ましいとされている計画です。都道府県に策定の努力義務があるアルコールやギャンブル等の都道府県計画とは異なり、政令指定都市に策定の義務はありませんが、本市が任意で策定します。

#### (3) 計画期間

5年間（令和3年度から令和7年度まで）

#### (4) 策定方法

横浜市精神保健福祉審議会（附属機関）の部会である、依存症対策検討部会において検討を進めています。部会の委員は、有識者、医療関係者、司法関係者に加えて、当事者の代表として、依存症の回復者である回復施設の施設長、家族会の代表で構成されています。

また、依存症の回復には医療とともに民間支援団体の支援が大変重要であることから、市内の民間支援団体から丁寧に御意見を伺うとともに、依存症者への支援に関する調査等を実施し、実態の把握に努めています。

### 2 骨子案の構成（詳細は別紙骨子案の通り。）

第1章 計画の概要

第2章 本市における依存症に関連する状況と課題

第3章 計画の目指すもの

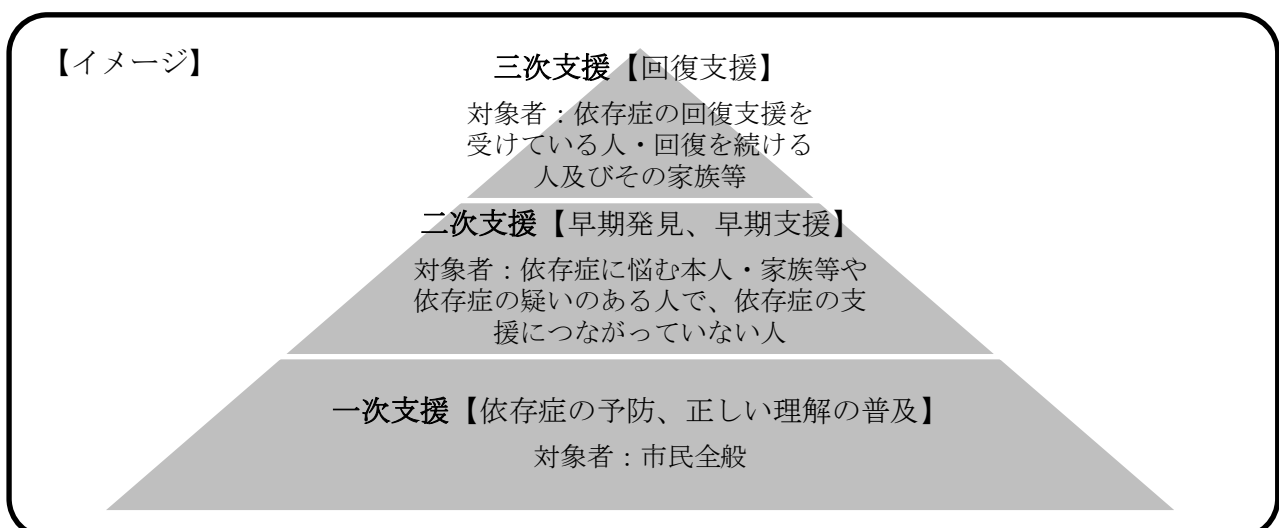
第4章 取り組むべき施策

第5章 計画の推進体制

### 3 骨子案の主な内容

計画の第二章及び第四章では、課題と施策をアルコール・薬物・ギャンブル等といった依存対象ごとではなく、必要な支援の段階により、一次、二次、三次支援の3つに分類し、整理します。異なる依存対象においても、支援としては共通する部分が多いこと、複数の依存対象を含めて支援している団体が多くあることなどから、実施する取組を支援者・関係者と共有しやすい整理を目指しました。

	目標	対象者	取組の方向性
一次支援	依存症の予防、正しい理解の普及	市民全般	依存症の <u>予防に資する効果的な普及啓発</u> を実施する。さらに、依存症に関する誤解や偏見は多く、支援につながる妨げとなっていることから、 <u>適切な治療や支援により回復可能であること等の正しい理解を普及</u> するための啓発を実施する。
二次支援	早期発見、早期支援	依存症に悩む本人・家族等や依存症の疑いのある人で、依存症の支援につながっていない人	本人や家族等が依存症であるという認識を持ちにくいことや相談先がわからないことが、相談・支援への障壁となるため、 <u>早期に適切な支援につながる</u> ことができるよう、 <u>普及啓発の取組、支援者間の情報共有・連携推進</u> を実施する。
三次支援	回復支援	依存症の回復支援を受けている人・回復を続ける人及びその家族等	支援につながった方が回復し、自分らしく健康的な生活を送ることができるよう <u>依存症者の回復支援を行っている民間支援団体の安定した運営や、医療機関等との連携などの活動支援を推進</u> する。 依存症からの回復を続け、 <u>地域で生活するための支援に向けた取組</u> を行う。



### 4 今後のスケジュール（予定）

令和3年	2月	令和3年第1回市会定例会	素案説明
	4月		市民意見募集
	9月		横浜市依存症対策・地域支援計画（仮称）確定

## 横浜市依存症対策地域支援計画（仮称） 骨子案

目次	想定する概要(案)
計画名称	横浜市依存症対策地域支援計画（仮称）
はじめに	
第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画策定の背景・主旨</li> <li>・策定の背景となった、これまでの国・県・市、関係機関、市内民間支援団体等による取組など</li> <li>・依存症に苦しむ本人や家族への支援に着目した計画であること</li> <li>・幅広い関係者と支援の方向性を共有するための計画であること</li> </ul>
2 用語の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本計画内で使用する用語を定義</li> <li>多くの支援者・関係者の皆様と方向性を共有するためにも、使用する用語を定義</li> </ul>
3 計画策定の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆依存症対策総合支援事業要綱に基づく地域支援計画であること</li> <li>◆国・県・本市の他計画との関連</li> </ul>
4 計画の期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画期間</li> <li>令和3～7年度の5年間</li> </ul>
5 対象とするもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆本計画が対象とする依存症</li> <li>・アルコール、薬物、ギャンブル等を中心とした依存症全般に対する対策であること</li> <li>・上記以外の、ゲーム障害などの依存症についても触れる</li> </ul>
第2章 本市における依存症に関連する状況と課題□	
1 現状	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆依存症に関連するデータ</li> <li>・国及び本市における依存症者推計数等</li> <li>・市民の認知度や地域の特徴等</li> <li>・アルコール、薬物、ギャンブル等の依存症をとりまく状況についてのデータ等</li> </ul>
2 本市及び関係機関、民間支援団体等における取組と状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係機関等における依存症対策の取組と状況</li> <li>・身近な支援者・医療機関等</li> <li>・民間支援団体等</li> <li>・本市</li> </ul>
3 課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一次支援</li> <li>予防に資する取組及び依存症に関する誤解や偏見を減らすことを目指す上での課題</li> <li>・ライフステージに合わせた予防に資する普及啓発の必要性</li> <li>・依存症の発症リスクの高い層への普及啓発の必要性</li> <li>・誤解・偏見解消に向けた正しい知識の理解促進の必要性</li> <li>◆二次支援</li> <li>依存症に苦しむ本人や家族が早期に適切な支援につながることを目指す上での課題</li> <li>・早期に適切な支援につながるための普及啓発の必要性</li> <li>・依存症の複合的な背景を踏まえた重層的な支援体制の必要性</li> <li>・身近な支援者等から専門的な支援者へ円滑につなぐ取組の必要性</li> <li>・支援者への支援の必要性</li> <li>◆三次支援</li> <li>支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らせることを目指す上での課題</li> <li>・支援団体ごとの特色を生かし、支援ニーズに対応するための、情報共有・アセスメントの必要性</li> <li>・民間支援団体等の支援者への継続的な活動支援の必要性</li> <li>・回復段階における課題への対応の必要性</li> </ul>

第3章 計画の目指すもの	
1 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆依存症に苦しむ本人や家族が自分らしく健康的に暮らすことを目指す</li> <li>・支援に関わる幅広い関係者で、支援の方向性を共有し、包括的な支援を提供</li> <li>・予防に資する取組を実施</li> </ul>
2 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆一次支援 予防に資する取組及び依存症に関する誤解や偏見を減らすことを目指す</li> <li>・依存症の予防に資する効果的な普及啓発</li> <li>・正しい理解の普及啓発</li> <li>◆二次支援 依存症に苦しむ本人や家族が早期に適切な支援につながることを目指す</li> <li>・相談周知の普及啓発</li> <li>・支援者間の連携推進</li> <li>◆三次支援 支援につながった方が回復し、自分らしく健康的に暮らせることを目指す</li> <li>・民間支援団体等の安定した運営の支援</li> <li>・地域で生活しながら、回復を続けるための支援</li> </ul>
第4章 取り組むべき施策	
1 一次支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆若年層から幅広い年齢層に対して、様々な機会を捉えた普及啓発・予防教育</li> <li>・学齢期、依存対象と出会う時期などに合わせた普及啓発・予防教育</li> <li>・ライフイベントに合わせた普及啓発</li> <li>◆多くの人の目に触れる普及啓発</li> <li>・インターネットを活用した依存症についての知識・理解の普及啓発</li> <li>・多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架等</li> </ul>
2 二次支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆相談先の周知及び正しい知識の普及啓発</li> <li>・インターネット等を活用した相談先の普及啓発</li> <li>・多くの人の目に触れる場所への啓発資材の配架等（再掲）</li> <li>・依存症に関連する問題を抱える人の目に触れる普及啓発</li> <li>◆身近な支援者等から依存症支援につなげるための取組</li> <li>・連携会議による幅広い支援者間の情報共有、関係づくり</li> <li>・身近な支援者等に向けた研修</li> </ul>
3 三次支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆民間支援団体等の安定した運営の支援</li> <li>・連携会議による団体同士の情報共有・関係づくりを通じた、団体ごとの特色を生かした多様な支援ニーズへの対応</li> <li>・民間支援団体等の活動支援</li> <li>◆地域で生活しながら、回復を続けるための支援</li> <li>・身近な支援者等に向けた研修（再掲）</li> <li>・保護観察所と連携した刑務所の出所者等へのサポート</li> </ul>
第5章 計画の推進体制	
1 関係主体に期待される役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆関係主体別（本市、身近な支援者各主体、民間支援団体、関係機関等）に期待される取組を再構成して整理</li> </ul>
2 計画の進行管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆計画を推進するための進行管理等</li> </ul>
用語集	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆専門用語等の解説</li> </ul>
参考資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆各種法律条文・計画等（抜粋）</li> <li>◆調査結果データ</li> </ul>